

【植樹帯、植樹ます及び花壇の維持管理編】

- ・道路上での作業となるため、通行者または通行車両を確認するなど細心の注意を払って作業してください。また、通行者の多い時間帯等で作業を行う場合においては、交通誘導員の配置や作業の中止を含め市と協議願います。歩道がある箇所については、危険ですので車道には絶対に出ないでください。
- ・横断防止のための植樹帯（ガードパイプ等がない場合）が設置されている箇所において、花きの栽培は原則として禁止とします。なお、必要に応じ、市と協議願います。
- ・植樹する花き等について、植樹ます、植樹帯、花壇からはみ出さないようにしてください。
歩行者等がつまづいたり、車両に接触する原因になります。
- ・作業で収集したゴミや雑草等が多い場合は、市が回収します。その際、通行の妨げにならない場所（植樹帯等）に置き、市に連絡してください。
- ・交差点及び切り下げ付近の植樹においては、見通しを考慮してください。
- ・野菜等（特にトゲ等により接触時に怪我をする恐れがあるもの）の植樹は禁止します。
- ・植樹帯等の土については、植樹周りの縁石の地盤高から－3cmまでとしてください。
- ・道路の構造物が破損している場合は、市に連絡してください。

東大和市まちづくり部都市基盤課管理係

TEL 042-563-2111

(内) 1211・1212

FAX 042-563-5930

東大和市道路アダプト制度（試行）における作業中の注意事項

【道路清掃編】

- ・道路上での作業となるため、通行者または通行車両を確認するなど細心の注意を払って作業してください。また、通行者の多い時間帯等で作業を行う場合には、交通誘導員の配置や作業の中止を含め市と協議願います。歩道がある箇所については、危険ですので車道には絶対に出ないでください。
- ・雨水ますを清掃する場合は、危険ですのでふたは開けずに、蓋上のごみや落ち葉を取り除いてください。
雨水ますの中に土砂等が堆積している場合は、市に連絡してください。
- ・作業で収集したゴミや雑草等が多い場合は、市が回収します。その際、通行の妨げにならない場所（植樹帯等）に置き、市に連絡してください。
- ・道路の構造物が破損している場合は、市に連絡してください。

東大和市まちづくり部都市基盤課管理係

TEL 042-563-2111

(内) 1211・1212

FAX 042-563-5930